

大衡村 バイオマスタウン構想の取り組み

村では家庭で使用したてんぷら油を回収して、バイオディーゼル燃料(BDF)にリサイクルするため、役場や店舗等の村内12箇所に回収ボックスを設置しています。油かす等をこして、ペットボトルに入れ、回収場所にお持ちください。回収した廃食用油は精製し、高品質な燃料として再資源化され、村内外で広く活用されています。

廃食用油回収場所一覧

地区	回収場所	回収時間
衡上	百々商店	営業時間内 ボックス設置中は 常時回収可能 
衡中	石川茂平商店	
衡中北	南中川電業社	
衡下	機キタセキルート4大衡給油所	
大瓜下	小川商店	
大森	南村松自動車	
藤崎	中華料理北京	
松原	株大槻	
衡東	株未来彩園	
万葉・おおひら館		
おおひら万葉パークゴルフ場		午前9時～午後6時(1月1日～3日休館)
おおひら万葉パークゴルフ場		午前8時30分～午後5時(定休日水曜日・1～2月休場)
大衡村役場 駐輪場		午前8時30分～午後5時15分 (土日祝祭日・12月29日～1月3日を除く)



■問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

国民年金だより

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納する)ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。

- ・一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。(例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります。)
- ・老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- ・追納は、免除を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ・保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの納付をお勧めします。なお、今年度中に追納していただく際の保険料は次の通りです。

(月額)

	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成18年度の月分	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年度の月分	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年度の月分	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年度の月分	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年度の月分	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年度の月分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年度の月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年度の月分	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
平成27年度の月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

○追納するためには、申し込みが必要です。「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所にご提出ください。「国民年金保険料追納申込書」は、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードすることができます。

※追納の申し込み、ご相談はお近くの年金事務所までお願いします。

問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0897 / 住民生活課 ☎341-8512

「おかしいな」「困ったな」と思ったら 一人で悩まず相談しましょう



消費生活相談窓口では、悪質な訪問販売や勧誘行為、商品購入時の契約トラブルなど、皆様からの消費生活に関する相談や苦情を受け、専門の相談員が解決のためにアドバイスや情報提供を行っています。

消費生活に関して疑問や不安がありましたら、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

【相談無料・秘密厳守】

相談例

- ・電話勧誘販売や訪問販売で困っている
- ・注文していないのに商品が届いた
- ・契約してしまったが取り消したい
- ・身に覚えのない請求書が届いた
- ・借金の返済に困った
- ・製品で危ない思いをした など

- ◆相談日時：毎週水曜日 午前9時～午後4時
- ◆場所：平林会館2階 第3研修室

※相談日程は広報おおひら「今月の相談」でご確認ください。水曜日が祝日の場合や、諸事情により日程を変更する場合があります。



■問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512